

第6章 計画を推進するための方策

1 要介護認定申請の状況

要介護認定申請の状況は、新規申請件数の増加に伴い、申請件数は着実に伸びています。

■表6-1-1 要介護認定申請の状況

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新規申請件数	2,009件	2,313件	2,137件	2,499件	2,703件
更新申請件数	6,780件	6,579件	6,914件	7,099件	7,928件
区分変更申請件数	471件	550件	668件	483件	607件
合 計	9,260件	9,442件	9,719件	10,081件	11,238件
増 加 率	—	2.0%	5.0%	8.9%	21.4%

※ 増加率は平成18年度を基準とした各年度の伸び率

2 認定調査員

(1) 訪問調査

認定調査は、広域連合職員及び指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の資格を有する認定調査員による自宅等への訪問調査により実施しています。

新規申請及び要支援者新規申請に対する認定調査は、主に広域連合職員、更新申請等に対する認定調査は、主に指定居宅介護支援事業所等により実施します。

(2) 認定調査員の確保と資質の向上

認定を公正・公平に行うため、愛知県主催の研修会への参加に対する支援及び広域連合独自の定期的な研修会等の開催、調査マニュアルの充実を図り、調査員の資質の向上と平準化に努めるとともに、人員の確保に努め、引き続き迅速な調査を行います。

■表6-2-1 資格別認定調査員の状況（各年度4月1日現在）

資 格	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
看 護 師	34人	34人	28人	23人	20人	23人
理学療法士	2人	1人	1人	1人	1人	1人
栄 養 士	1人	1人	1人	1人	1人	0人
歯科衛生士	3人	2人	2人	2人	2人	2人
社会福祉士	7人	7人	12人	13人	9人	9人
介護福祉士	20人	23人	24人	27人	38人	39人
福祉業務等従事者	0人	0人	2人	2人	1人	2人
合 計	67人	68人	70人	69人	72人	76人

(3) 電子機器の活用

各調査員に携帯型パーソナルコンピュータを貸与し、引き続き認定調査の正確な処理と作業の効率化を図ります。

3 介護認定審査会

(1) 介護認定審査会の状況

保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者の委員で構成する介護認定審査会は、認定調査員による基本調査の一次判定結果、特記事項及び主治医意見書を基に、要介護度の審査判定を行っています。

また、介護認定審査会に7審査部会を設置し、各審査部会を週1回開催しています。1回の審査部会における審査件数は35件を上限としていますが、近年の認定申請件数の増加に対応するため、週1回の開催に加え臨時審査会を開催し、迅速な審査を行います。

■表6-3-1 資格別認定審査会委員の状況（各年度4月1日現在）

職 種		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医療職	医 師	83人	84人	86人	90人	89人	85人
	歯科医師	39人	40人	40人	39人	40人	40人
	薬 剤 師	24人	24人	24人	24人	24人	26人
	看 護 師	10人	14人	14人	10人	11人	13人
	計	156人	162人	164人	163人	164人	164人
保健職	老人保健施設長	2人	2人	2人	3人	3人	2人
	保 健 師	4人	4人	4人	4人	4人	4人
	計	6人	6人	6人	7人	7人	6人
福祉職	老人福祉施設等長	6人	6人	6人	7人	7人	8人
	社会福祉士	7人	7人	7人	6人	6人	5人
	介護福祉士	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	計	15人	15人	15人	15人	15人	15人
合 計		177人	183人	185人	185人	186人	185人

(2) 介護認定審査の状況

要介護度の審査判定については、審査会委員への認定状況等の情報提供に努めるとともに、県主催の研修会への参加に対する支援や広域連合独自の介護認定審査会委員の研修会を年2回開催するなど、要介護度の審査判定の平準化を図っています。

■表6-3-2 要介護度別・延べ審査件数（審査判定結果）の状況

要介護度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
非該当	66件	27件	24件	59件	62件
要支援1	878件	842件	849件	1,157件	1,385件
要支援2	1,460件	1,457件	1,424件	1,426件	1,763件
要介護1	1,709件	1,989件	2,037件	2,047件	2,170件
要介護2	1,556件	1,644件	1,690件	1,752件	2,063件
要介護3	1,342件	1,370件	1,447件	1,302件	1,347件
要介護4	1,178件	1,105件	1,177件	1,137件	1,144件
要介護5	1,114件	898件	1,109件	1,055件	1,130件
合 計	9,303件	9,332件	9,757件	9,935件	11,064件

4 保険者機能の強化

(1) 地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督

保険者としてサービスの適切な運営を図るため、地域密着型サービス事業者への実地指導・監督を関係市町と調整及び連携を取りながら実施します。なお、サービス事業者の指定は、地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会において協議を行います。

(2) 愛知県の事業者指定への意見提出

愛知県による介護保険施設、特定施設入居者生活介護の事業者指定に際して意見を求められた場合は、第5期事業計画に基づき関係市町と協議を行い、意見を提出します。

(3) 介護保険事業者に対する指導・監督

愛知県と連携し、各サービス事業所について「人員、設備及び運営に関する基準」の遵守状況を点検することにより不正事案を防止し、介護事業の適切な運営の確保を図っていきます。指定取消要件等に該当すると認めるときは、その旨を愛知県知事へ通知します。

指導監督対象事業所に対する実地指導は、事業所の整備状況に合わせて実施していきます。

■表6-4-1 指導監督対象事業所及び実地指導の状況

区 分	現在数(H23.10.1)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型共同生活介護事業所	13か所		11か所	
認知症対応型通所介護事業所	6か所	2か所	2か所	1か所
地域密着型特定施設入居者生活介護	2か所		2か所	
小規模多機能型居宅介護	5か所		1か所	4か所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2か所	1か所	1か所	1か所
指定介護予防支援事業所	6か所	7か所		6か所
合 計	34か所	10か所	17か所	12か所

※ 平成21、22年度は実績、平成23年度は予定
指定介護予防支援事業所は統合により平成23年度から6か所

5 介護サービス計画の作成

利用者が介護保険サービスを利用するための介護サービス計画（居宅サービス計画、施設サービス計画）の作成は、介護保険サービスの適切かつ効率的な選択をするうえで重要であり、当広域連合では次のような取り組みを行っています。

(1) 介護支援専門員の資質の向上

居宅サービス計画は自分で作成することもできますが、通常は居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が行っています。利用者の意向を尊重し、必要な介護保険サービスを適正かつ効率的に利用できる介護サービス計画の作成に資するため、介護支援専門員研修会等により介護支援専門員の資質の向上に努めています。

居宅サービス計画の作成に当たっては、介護保険サービスのみにとどまらず、要介護者等の在宅での自立生活の継続を重視し、総合的な保健福祉サービスの利用計画の作成に努めるよう働きかけを行っています。

また、地域包括支援センターによる介護支援専門員への指導、助言、支援及びネットワーク化を推進します。

(2) 情報提供

介護支援専門員、介護保険サービス事業者への研修等の機会を通し、介護サービス計画作成に必要な情報提供を行うとともに、ワムネット（インターネットによるサービス事業者情報の提供サイト）の活用を推進します。

また、個人情報保護条例に基づき本人及び主治医の同意を前提として、居宅介護支援事業者及び介護保険施設からの申請により認定調査結果、一次判定結果及び主治医意見書の写しを情報提供しています。

6 苦情・相談への対応

住民からの苦情・相談は保険料に関するものが最も多く、次に、要介護認定に関するもの、サービス利用に関するものの順となっています。介護保険サービスの質の向上を図るためには、利用者の苦情・相談に対するきめ細かな対応と日頃からの啓発活動が重要です。

介護保険制度においては、要介護認定結果についての苦情・相談は愛知県介護保険審査会が、介護保険サービスの利用についての苦情・相談は愛知県国民健康保険団体連合会が、それぞれ最終的な窓口となっていますが、身近な窓口である関係市町の介護保険担当、保険者としての当広域連合、介護サービス計画を作成した介護支援専門員等が最初の窓口であり、苦情・相談に対して迅速かつ的確に対応することが大切です。

【引き続き推進する取り組み】

- ・ 65歳に到達する方に対する被保険者証の送付や各年度の介護保険料額決定通知書の送付の際に、パンフレット等を同封し、介護保険制度の周知を図り理解を得る。
- ・ 関係市町と連携し、広報や出前講座等を通じて制度の周知に努める。
- ・ 制度及び保険料に関する苦情・相談については、必要に応じて訪問等により、きめ細かな説明を行い適切に対応する。
- ・ 関係市町との緊密な連携により、問題点の迅速な把握と早期の解決に努める。
- ・ 寄せられた苦情・相談を事例として、認定調査員研修及びサービス事業者連絡会議等において問題点を把握し、適切な対応を行う。
- ・ サービス内容に対するものについては、個人情報保護に配慮しつつ、対象事業所に情報提供を求めるとともに事実確認を行い、必要に応じて改善を働きかける。また、好ましくない事例があった場合は、愛知県及び愛知県国民健康保険団体連合会と連携し指導する。

■表6-6-1 苦情・相談の状況

内 容	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者負担金	4件	11件	44件	6件	0件
サービス不良	5件	4件	7件	3件	3件
ケアプラン	4件	2件	8件	56件	0件
要介護認定	183件	150件	78件	257件	556件
制度の仕組み	75件	29件	46件	101件	55件
サービス利用	68件	127件	81件	98件	323件
被保険者証	2件	19件	66件	45件	71件
保険料	1,179件	1,089件	1,194件	984件	974件
他施策関連	0件	4件	5件	7件	9件
その他	91件	104件	17件	24件	57件
合 計	1,611件	1,539件	1,546件	1,581件	2,048件

7 情報開示

介護保険制度を適切に運営するためには、要介護・要支援認定結果に関する情報開示を行い、当事者の理解を得ることが重要です。また、このことは、要介護者等がより自立した生活をするために、自分自身で適切な介護保険サービスを選択し、利用するうえでも大切です。

認定結果の通知に際し、認定調査結果を送付するとともに、他の要介護認定に係る資料等についても、個人情報保護条例の規定に基づき求めに応じて情報開示しています。

8 広域連合及び事業者間の情報交換等

介護保険サービス事業者向けの研修会を引き続き開催するとともに、広域連合及び介護支援専門員等相互の情報交換を行っていきます。

9 医療（主治医）との連携

居宅療養管理指導の提供のため、意見書を作成した主治医に対し、認定結果及びケアプランを作成した居宅介護支援事業者の情報を提供する「主治医への要介護認定結果等に関する情報提供制度」についても引き続き実施します。

10 関係市町、地域包括支援センター及び他機関とのネットワーク構築の推進

地域包括ケアシステム推進のため、関係市町、地域包括支援センター、研究機関、NPO、地域住民団体等と連携し、情報の共有、担当者会議などによる意見交換、研修等を行います。特に認知症対策、高齢者虐待防止対策及び見守り体制等の推進のため、引き続き、認知症地域支援推進員等関係機関とのネットワークの構築及び拡充を推進していきます。

11 介護保険料の納付方法

介護保険料の自主納付に当たっての利便性を高めるため、新たな方法としてコンビニエンスストア等の私人への収納事務の委託について、関係市町の税収納対策の状況及びマルチペイメントネットワークへの対応状況を踏まえて取り組みます。

12 介護保険料及び利用者負担の減免制度

(1) 保険料及び利用者負担額の減免

介護保険制度は、保険料を支払った方に必要な給付を行うことが前提であり、減免制度の実施に際しては次の3要件を遵守すべきとされています。当広域連合は引き続きこの3原則を遵守します。

- ・保険料の全額免除をしない。
- ・収入のみに着目した一律の減免をしない。
- ・保険料減免分に対する一般財源の繰入をしない。

(2) 減免基準

第5期事業計画から低所得者対策として、保険料所得段階の第3段階を細分化して第3段階特例を設けるため、減免基準についても第3段階特例への対応を行います。

■表6-12-1 保険料及び利用者負担の減免対象要件及び減免率

保険料所得段階	減免の対象となる要件	介護保険料	利用者負担額
第1段階	①世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり32万円加算した額)以下の方 (年金なども含む) ②下記、共通減免対象要件を満たす方	第1段階の保険料額の1/2の額を減免	3/4を減免
第2段階		第2段階の保険料額の1/2の額を減免	
第3段階特例	①世帯の年間合計収入が66万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり16万円加算した額)以下の方 (年金なども含む) ②下記、共通減免対象要件を満たす方	第3段階特例の保険料額の2/3の額を減免	
第3段階		第3段階の保険料額の2/3の額を減免	
第3段階特例	①世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり32万円加算した額)以下の方 (年金なども含む) ②下記、共通減免対象要件を満たす方	第3段階特例の保険料額の1/3の額を減免	1/2を減免
第3段階		第3段階の保険料額の1/3の額を減免	
共通減免対象要件	○市町村民税が課税の人に扶養されていないこと。(同一生計者を含む) ○預貯金が350万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり100万円加算した額)以下であること。		

1.3 福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払い制度

福祉用具の購入や住宅の改修がより容易に行えるよう、償還払い制度に加え、受領委任払い制度の一層の普及に努めます。

- ・償還払い制度

被保険者が福祉用具購入費又は住宅改修費の全額を購入・施工業者に支払い、後日その9割を介護保険給付費として保険者から被保険者に支払う制度

- ・受領委任払い制度

福祉用具購入費・住宅改修費に対する対象費用のうち、被保険者は自己負担1割分のみを購入・施工業者に支払い、保険者が残りの9割を介護保険給付費として事業者を支払う制度

1.4 事務処理の効率化

パーソナルコンピュータ等の電子機器の積極的な活用による、正確かつ迅速な事務処理を行うため、広域連合と関係市町及び地域包括支援センターが一体となった、効率的な事務処理体制の維持に努めます。

1.5 介護保険事業計画の進行管理

介護保険事業計画推進委員会は、要介護者等の人数の推移や施設及び居宅サービスの利用状況、介護サービスの質など介護保険事業計画の達成状況を分析評価し、介護保険制度の適切な運営に向けての進行管理を行うとともに、第6期介護保険事業計画の策定に向けて、平成26年度までに第5期介護保険事業計画の見直しを行います。

また、地域包括支援センターの活動や地域密着型サービスの地域介護施策の充実に向けて、地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会は評価及び検討を行い、介護保険事業計画推進委員会に報告します。